

鳥取市鳥取砂丘砂の美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月27日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第13号

鳥取市鳥取砂丘砂の美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市鳥取砂丘砂の美術館の設置及び管理に関する条例（平成17年鳥取市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第228条第1項」を削り、「使用料」を「利用料金」に改める。

第5条第1号中「使用」を「利用」に改め、同条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第6号とし、同条第3号を同条第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 地場産品の展示販売等に関する業務

第5条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 砂の美術館の砂像の制作、展示、企画の運営等に関する業務

第6条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「を使用」を「を利用」に、「専用使用」を「専用利用」に改め、同条第2項中「使用」を「利用」に改める。

第7条（見出しを含む。）中「使用」を「利用」に改める。

第8条及び第9条を次のように改める。

(利用料金)

第8条 砂の美術館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）については、別表に定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。

2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、公益上特に必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により利用料金を減額し、又は免除することができる。

第16条を削る。

第15条中「使用者」を「利用者」に改め、同条を第16条とする。

第14条第2項中「第11条」を「第12条」に、「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に改め、同条を第15条とする。

第13条中「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に改め、同条を第14条とする。

第12条を第13条とする。

第11条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に改め、同条第3号中「使用」を「利用」に改め、同条を第12条とする。

第10条の見出し中「目的外使用」を「目的外利用」に改め、同条中「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に、「使用し」を「利用し」に、「使用目的以外」を「利用目的以外」に改め、同条を第11条とする。

第9条の次に次の1条を加える。

(利用料金の不返還)

第10条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、既納の利用料金の全部又は一部を返還することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年1月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の鳥取市鳥取砂丘砂の美術館の設置及び管理に関する条例第8条から第10条までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に納付すべきものについて適用し、施行日の前日までに納付すべきものについては、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日までの使用により施行日以後に納付すべき義務が生じる観覧料については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。